

# 大館市農業委員会総会議事録

令和2年3月13日

# 大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和2年3月13日（金）午後3時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（16名）※13番欠番（辞任による）					
1番	菅原 一成	8番	石山 元一	17番	成田 レイ子
2番	安達 英樹	9番	糸屋 由衛門	18番	阿部 重信
3番	安部 幸美	11番	藤盛 久登		
4番	菅原 和久	12番	伊藤 昇		
5番	田村 秀雄	14番	富樫 英悦		
6番	木次谷 和明	15番	斎藤 重春		
7番	虻川 マキ子	16番	小林 大樹		
3. 欠席委員の氏名（2名）					
10番	渡邊 久雄				
19番	畠山 市子				
4. 委員以外の出席者 職氏名					
なし					
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	佐々木 金義	主 査	羽賀 智光	
	主 幹	金子 広英			
	係 長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	15番	斎藤 重春	16番	小林 大樹	
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 8 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 9 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
議案第 10 号	農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について
議案第 11 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 12 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 13 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 14 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

## 局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

## 糸屋会長

— 挨拶 —

## 議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

## 局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 18 名中 16 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、渡邊 久雄 委員、畠山 市子 委員より都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

## 議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

## 議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 15 番 斎藤 重春 委員、議席番号 16 番 小林 大樹 委員にお願いします。

## 議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

## 局長

- ・業務報告(2月総会～3月総会)について
- ・報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第 9 号 農用地利用配分計画(農地中間管理機構分)の認可について

て

以上報告する。

## 議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 10 号『農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

23 ページをお開き願います。

議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 2 年 3 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、24 ページのNo.2 の 1 件で、地目はすべて畑、面積合計は 1,234 ㎡であります。

借り受けの事由は、「新規就農」で、貸借期間は 10 年であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただいま説明のあった議案第 10 号について、何かご意見ご質問等ござい

ませんか。

#### 4 番

菅原です。

新規就農ということですが、何を作付するのですか。

#### 局長

市場へ出荷するものではなく、自家消費野菜を耕作するものです。

#### 議長

他に何かありますか。

ないようですので、議案第 10 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

#### 議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

#### 議長

次に、議案第 11 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

#### 局長

25 ページをお開き願います。

議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 2 年 3 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、26 ページの No.21 から No.23 までの 3 件で、地目は田が 7,263 m<sup>2</sup>、畑が 4,330 m<sup>2</sup>で、面積合計は 11,593 m<sup>2</sup>であります。

譲り受けの事由は、すべて「経営拡張」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 2 ページから 4 ページまでに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

#### 議長

ただいま説明のあった議案第 11 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

#### 議長

ないようですので、議案第 11 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

#### 議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

#### 議長

次に、議案第 12 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

#### 局長

27 ページをお開き願います。

議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 2 年 3 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、28 ページの No.2 の 1 件で、地目は畑で面積は 2,145 m<sup>2</sup>になります。

転用の目的は、建売住宅の建築や宅地分譲など不動産取引業を営む申請人が、申請地を譲り受けて10区画の宅地分譲地を整備しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市立第一中学校の南、約200m地点に位置する用途地域の第1種中高層住居専用地域内の農地で、第3種農地と判断しますので、農地法運用の第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.2の位置図及び配置図は29、30ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.2の現地調査の結果を議席番号11番の藤盛久登委員よりご報告願います。

## 11番

11番の藤盛久登です。

議案第12号のNo.2につきまして、去る3月5日に渡邊久雄委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は29ページの位置図になります。

この場所は、大館神明社南側の市道中神明町1号線を西へ進み、市道北神明町4号線との交差点を左折して40mほど進んだ右側農地で、地目は畑ですが休耕地として管理されておりました。

30ページの配置図にありますように、住宅用地として10区画を整備し分譲する計画であります。

用地造成につきましては、表土を30cmほど除去して砕石で盛土をし、北側に隣接する宅地との境界には既存のブロック塀とコンクリートブロックによる土留めがあり、東側・西側・南側の隣接する市道側溝とは高低差が無



いように施工して、隣接地への土砂流出を防止します。汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続、雨水排水は、新設する道路の両脇に浸透型側溝を設置し、地下浸透及び周囲の市道側溝へ放流するという事で、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

#### 議長

ただいま、藤盛 久登 委員から現地調査の結果報告があった議案第 12 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

#### 議長

ないようですので、議案第 12 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

#### 議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

#### 議長

次に、議案第 13 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

#### 局長

31 ページをお開き願います。

議案第 13 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 2 年 3 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

32 ページから 46 ページまでには、令和元年度農用地利用集積計画（第 12 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 542 から新 - 780 までの 239 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 8 件、2 年が 3 件、3 年が 93 件、4 年が 2 件、5 年が 29 件、6 年が 2 件、7 年が 1 件、10 年が 83 件、20 年が 18 件で、地目は田の面積が 1,320,257.54 m<sup>2</sup>、畑の面積が 60,838 m<sup>2</sup>、面積合計は 1,381,095.54 m<sup>2</sup>であります。

次に、47 ページから 52 ページまでには、利用権を再設定するものが記載されております。

再 - 308 から再 - 399 までの 92 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 2 件、2 年が 1 件、3 年が 58 件、5 年が 7 件、6 年が 14 件、10 年が 10 件で、田の面積が 486,332.47 m<sup>2</sup>、畑の面積が 18,071 m<sup>2</sup>、面積合計は 504,403.47 m<sup>2</sup>となっております。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第 13 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと。」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

初めに、『32 ページの新—542 から 46 ページの新—780 まで』を審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、『32 ページの新—542 から 46 ページの新—780 まで』

について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、『50 ページの再—370 を除いた 47 ページの再—308 から 52 ページの再—399 まで』について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

**議長**

ないようですので、『50 ページの再—370 を除いた 47 ページの再—308 から 52 ページの再—399 まで』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、『50 ページの再—370』を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 2 番 安達 英樹 委員は退席願います。

( 2 番 安達 英樹 委員 退席 )

**議長**

何かご意見ご質問ございませんか。

**議長**

ないようですので、『50 ページの再—370』について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 2 番 安達 英樹 委員は入室をお願いします。

( 2 番 安達 英樹 委員 入室し着席 )

**議長**

次に、議案第 14 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

53 ページをお開き願います。

議案第 14 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和 2 年 3 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

54 ページには、令和元年度農用地利用集積計画（第 12 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所一 11 の 1 件で、秋田県農業公社から農業者へ所有権を移転するもので、地目は田の面積が 9,363 m<sup>2</sup>、畑が 2,256 m<sup>2</sup>、面積合計は 11,619 m<sup>2</sup>となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただいま説明のあった議案第 14 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 14 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

- ・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

- ・連絡事項なし

議長

他になければこれをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 45 分終了

---

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2 年 3 月 13 日

議 長

---

議事録署名委員 15 番

---

議事録署名委員 16 番

---

# 農地法第3条調査書

議案第10号 No.2	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ <u>使用貸借権設定</u>		
土地の所在	大館市白沢字白沢・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		東京都目黒区上目黒・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市北神明町・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は、これまでも申請地において耕作を行っており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月7日、成田レイ子 農業委員と浅利瑞穂 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

# 農地法第3条調査書

議案第11号 No.21	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市川口字中川口・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市川口字下鳴滝沢・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市川口字長里・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行っており、今後は、規模拡大を目的に譲受(借)人が取得し、水田として営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月7日、安部幸美 農業委員と丸岡信雄 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第11号 No.22	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市本宮字下モ野・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字上淀市・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市赤石字塚ノ岱・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模拡大を目的に取得し、採草栽培地として営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月8日、富樫英悦 農業委員と虻川正治 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない



# 農地法第3条調査書

議案第11号 No.23	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町独鈷字川久保・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		埼玉県三郷市幸房・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市比内町八木橋字杉ノ岱・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模拡大を目的に取得し、水田として営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、3月6日、渡邊久雄 農業委員と渡邊修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない